



IASB Update は、国際会計基準審議会（IASB）の予備的決定を示している。これらの決定の影響を受けるプロジェクトは、[作業計画](#)で見ることができる。IFRS®会計基準、修正、IFRIC®解釈指針に関する IASB の最終的な決定は、IFRS 財団の「[デュー・プロセス・ハンドブック](#)」に示されているとおり正式に書面投票が行われる。

[IASB は 2025 年 6 月 16 日から 18 日に会議を行った。](#)

関連情報：

- IASB Update 原文は[こちら](#)
- IASB ボード会議の要約のオーディオ（ポッドキャスト）は[こちら](#)

目次

作業計画の概要

- [IASB 作業計画アップデート（アジェンダ・ペーパー-8）](#)

リサーチ及び基準設定

- [資本の特徴を有する金融商品（アジェンダ・ペーパー-5）](#)
- [償却原価測定（アジェンダ・ペーパー-11）](#)
- [持分法（アジェンダ・ペーパー-13）](#)
- [無形資産（アジェンダ・ペーパー-17）](#)
- [企業結合 — 開示、のれん及び減損（アジェンダ・ペーパー-18）](#)

維持管理及び一貫した適用

- [超インフレ表示通貨への換算（IAS 第 21 号）（アジェンダ・ペーパー-12）](#)
- [財務諸表における気候関連及びその他の不確実性（アジェンダ・ペーパー-14）](#)
- [引当金一的を絞った改善（アジェンダ・ペーパー-22）](#)

作業計画の概要

IASB 作業計画アップデート（アジェンダ・ペーパー-8）

IASB は 2025 年 6 月 18 日に会合し、[作業計画](#)についてのアップデートを受けた。

IASB は何も決定を求められなかった。

次のステップ

IASB は作業計画についての次回のアップデートを 3 か月後から 4 か月後に受ける予定である。

リサーチ及び基準設定

資本の特徴を有する金融商品（アジェンダ・ペーパー-5）

IASB は 2025 年 6 月 17 日に会合し、公開草案「資本の特徴を有する金融商品」で提案された表示及び開示の要求事項について利害関係者のフィードバックに対応した考え得る変更について議論し、次のことについて決定した。

- IFRS 第 18 号「財務諸表における表示及び開示」における資本性金融商品に関する表示の要求事項の修正案（アジェンダ・ペーパー5A）
- IFRS 第 7 号「金融商品：開示」における開示要求の修正案（アジェンダ・ペーパー5B）
- IFRS 第 19 号「公的説明責任のない子会社：開示」における要件を満たす子会社についての開示要求の修正案（アジェンダ・ペーパー5C）
- これらの修正案の公表時期（アジェンダ・ペーパー5D）

修正案—資本性金融商品の表示（アジェンダ・ペーパー5A）

IFRS 第 18 号に関して、IASB は次のことを暫定的に決定した。

- a. 純損益計算書において、親会社の所有者に帰属する純損益を以下に分解して区分して表示することを企業に要求する。
 - i. 普通株主
 - ii. 参加型権利保有者
 - iii. 非参加型権利保有者
- b. 資本性金融商品を報告日現在の純損益への参加に対する金融商品保有者の契約上の権利に基づいて区分することを企業に要求する。したがって、資本性金融商品が参加型と非参加型の両方の権利を有している場合には、企業は純損益への参加に係る金額を、純損益計算書の帰属セクションにおいて参加型権利保有者と非参加型権利保有者の両方の科目で表示することとなる。
- c. 「普通株式」という用語は IAS 第 33 号「1 株当たり利益」の第 5 項及び IFRS 会計基準の用語集で使用されているのと同じ意味を有する旨を定める。すなわち、普通株式は「他のすべてのクラスの資本性金融商品に劣後する資本性金融商品」である。
- d. 「参加型権利」を「普通株式とともに純損益に参加する権利で、金額が企業の当期の純損益に基づいて変動するもの」と定義する。
- e. 「非参加型権利」を「普通株主及び参加型権利保有者に配分される純損益の決定前の契約で定められた金額（例えば、固定配当又は利息）に対する権利」と定義する。

IASB は、公開草案に示された財政状態計算書及び持分変動計算書に関する表示の要求事項の提案を撤回し、その代わりに次のようにすることを暫定的に決定した。

- a. 企業が次のことを開示するという要求事項を IFRS 第 7 号に追加する。
 - i. 企業の資本性金融商品が、純損益計算書における純損益の帰属及び報告期間中にこれらの金融商品に対する分配として認識した配当の金額にどのように関連するのかを財務諸表利用者が理解できるようにする情報
 - ii. 参加型権利を伴う資本性金融商品（債務類似の特徴を有さない資本性金融商品）のキャッシュ・フローの性質、金額、時期及び不確実性に影響を与える契約条件
- b. 非参加型権利を伴う資本性金融商品に係る未宣言の配当の累計額の調整表（当報告期間について配分された金額と当報告期間中に宣言した金額とを区分して示す）を開示する要求を IFRS 第 18 号に追加する。

14 名の IASB メンバー全員がこれらの決定に賛成した。

修正案—開示（アジェンダ・ペーパー5B）

IASB は、公開草案で示した目的、範囲及び一般原則に関する開示要求の提案を維持することを暫定的に決定した。ただし、次のことを条件とする。

- a. 「プッタブル金融商品及び清算時に生じる義務」（IAS 第 32 号「金融商品：表示」の第 16A 項から第 16D 項に従って資本性金融商品に分類される）を、報告日現在の請求権の性質及び契約条件に関する IFRS 第 7 号の開示要求の範囲に含めること

- b. IFRS 第 7 号の B6 項における開示要求の提案への参照を含めることによって、相互参照を可能にすること
- c. 金融商品をクラス別にグループ分けする方法に関する適用指針を設けること

IASB は、公開草案に示した企業に対する請求権の性質に関する開示要求の提案を維持することを暫定的に決定した。ただし、次のことを条件とする。

- a. 開示は清算時ではなく報告日現在の請求権の性質に基づくものとするを要求すること
- b. 開示要求を次のものに適用する旨を明確化すること
 - i. IFRS 第 7 号で要求している流動性リスクの開示の範囲に含まれる、デリバティブ以外の金融負債
 - ii. 企業が発行したデリバティブ以外の資本性金融商品

IASB は、公開草案に示した契約条件に関する開示要求の提案を維持することを暫定的に決定した。ただし、次のことを条件とする。

- a. 当初認識時に複合金融商品の負債部分と資本部分に配分した金額を開示することを企業に要求しないこと
- b. 複合金融商品の契約条件（関連性がある場合）を開示する要求を、その他の金融商品の契約条件を開示するという IFRS 第 7 号の要求事項の中に含めること
- c. 資本類似の特徴を有する一部の金融負債を、金融商品の契約条件を開示する要求の範囲から除外すること（例えば、劣後要素のみを有する金融負債及び企業自身の資本性金融商品の引渡しによって決済される金融負債）
- d. 清算時の金融商品の優先度に関する契約条件を開示する要求事項を、企業に対する請求権の性質に関する要求事項と組み合わせ、開示要求を次のものに限定すること
 - i. 性質の変化を生じさせる可能性のある金融商品の契約条件
 - ii. 金融商品の性質に影響を与える可能性のあるグループ内の契約（保証など）の記述

IASB は、公開草案に示した普通株式の最大希薄化に関する開示要求の提案を維持することを暫定的に決定した。ただし、次のことを条件とする。

- a. 希薄化を生じさせる可能性のあるオフバランスのコミットメントが要求事項の範囲に含まれる旨を明確化すること
- b. 株式買戻契約における株式数が不明である旨を企業が開示する要求を追加すること（最大支払金額に上限がある場合）
- c. 普通株式の最大希薄化及び最大希薄化が発生する確率を財務諸表利用者が理解できるようにするために企業が開示する可能性がある契約条件の例示を追加すること。このような例示には、行使価格、金融商品が逆希薄化効果を有しているかどうかに関する情報、転換可能金融商品の額面金額、転換比率及び転換比率に影響を与える可能性のある偶発的事象の記述が含まれる。

14 名の IASB メンバー全員がこれらの決定に賛成した。

修正案—要件を満たす子会社についての開示（アジェンダ・ペーパー5C）

IASB は、公開草案に示した子会社に対する請求権の性質及び契約条件に関する、要件を満たす子会社についての開示要求の提案を維持することを暫定的に決定した。ただし、次のことを条件とする。

- a. アジェンダ・ペーパー5B に示した開示要求の提案の関連する変更を反映すること
- b. 複合金融商品が契約条件に関する開示要求の提案の範囲に含まれる旨を明確化すること（関連性がある場合）

IASB は、アジェンダ・ペーパー5A に従って資本性金融商品の表示に関連する開示要求を IFRS 第 19 号に追加することを暫定的に決定した。要件を満たす子会社は次のことを開示することを要求される。

- a. 子会社の資本性金融商品が純損益計算書における異なる種類の持分保有者に対する純損益の帰属にどのように関連するのかを財務諸表利用者が理解できるようにする情報、及び報告期間中にこれらの金融商品に係る分配として認識された配当の金額
- b. 参加型権利を伴う資本性金融商品（債務類似の特徴を有さないもの）のキャッシュ・フローの性質、金額、時期及び不確実性に影響を与える契約条件に関する情報
- c. 非参加型権利を伴う資本性金融商品に係る未宣言の配当の累計額の調整表（当報告期間について配分された金額と当報告期間中に宣言した金額とを区分して示す）

14名のIASBメンバー全員がこれらの決定に賛成した。

表示及び開示に関する修正案の公表時期（アジェンダ・ペーパー5D）

IASBは、アジェンダ・ペーパー5A及び5Bに示した表示及び開示に関する修正の公表を、分類及びその他の開示に関する修正に先行して進めないことを暫定的に決定した。

14名のIASBメンバー全員がこの決定に賛成した。

次のステップ

IASBは公開草案における分類のトピックに関する再審議を開始する。

償却原価測定（アジェンダ・ペーパー11）

IASBは2025年6月16日に会合し、次のことを行った。

- 本プロジェクトの範囲における適用上の論点の発生原因に関する利害関係者からのフィードバックについて議論した。
IASBはこの事項に関して決定を行うことを求められなかった。
- 基準設定の作業計画へのプロジェクトの追加についての「デュー・プロセス・ハンドブック」に示した条件を検討し、それらの条件が満たされているかどうかを判断した。IASBは、本プロジェクトをリサーチ・プログラムから基準設定の作業計画に移すことを決定した。

14名のIASBメンバー全員がこの決定に賛成した。

次のステップ

IASBは、このプロジェクトの範囲における適用上の論点についての考え得る解決策について議論する。

持分法（アジェンダ・ペーパー13）

IASBは2025年6月17日に会合し、公開草案「持分法会計—IAS第28号『関連会社及び共同支配企業に対する投資』（202x年改訂）」における提案に対するフィードバックを考慮して、持分法プロジェクトの次の段階を計画した。

IASBは次のことを決定した。

- 本プロジェクトの目的を変えないこと
- 適時に解決することが可能で公開草案における提案の再公開を生じさせない場合にのみ、本プロジェクトの範囲に適用上の疑問点を追加することを検討すること（すなわち、本プロジェクトの範囲に適用上の疑問点を追加することを検討する際に高いハードルを用いること）

- 公開草案における提案の再審議を進めること

14名のIASBメンバー全員がこれらの決定に賛成した。

IASBは、持分法の根本的な見直しに関するプロジェクトについてIASBの第4次アジェンダ協議に関する情報要請の中で記述しないことも決定した。

14名のIASBメンバー全員がこの決定に賛成した。

次のステップ

IASBは公開草案における提案を再審議する。

無形資産（アジェンダ・ペーパー17）

IASBは2025年6月18日に会合し、今後12か月のプロジェクト計画について議論した。

IASBは何も決定を求められなかった。

次のステップ

IASBは作業の当初の流れを開始する。

企業結合 — 開示、のれん及び減損（アジェンダ・ペーパー18）

IASBは、2025年6月17日に会合し、公開草案「企業結合 — 開示、のれん及び減損」における開示要求のいくつかの免除の提案について議論した。IASBは、当該免除が適用される状況及び当該免除がどのように適用されるのかを検討した。

IASBは何も決定を求められなかった。

次のステップ

IASBは公開草案における提案の再審議を継続する。

維持管理及び一貫した適用

超インフレ表示通貨への換算（IAS第21号）（アジェンダ・ペーパー12）

IASBは2025年6月17日に会合し、公開草案「超インフレ表示通貨への換算」に対する利害関係者のフィードバックについて議論した。この議論では次のことが扱われた。

- IFRS第19号「公的説明責任のない子会社：開示」を適用する子会社についての開示要求（アジェンダ・ペーパー12A）
- 修正の導入に関する経過措置（アジェンダ・ペーパー12A）
- 発効日及び修正の書面投票を開示するためのデュー・プロセスの手順（アジェンダ・ペーパー12B）

IFRS第19号を適用する子会社についての開示及び経過措置（アジェンダ・ペーパー12A）

IFRS第19号を適用する子会社についての開示

IASBは次のことを暫定的に決定した。

- a. IFRS 第 19 号及び提案している換算方法を適用する子会社に対し、次のことを開示するよう要求する。
 - i. 自らの財務諸表又はその在外営業活動体の業績及び財政状態におけるすべての金額を、直近の財政状態計算書日現在の決算日レートで換算している旨
 - ii. 表示通貨が超インフレ経済の通貨ではなくなっている旨（該当する場合）
- b. 2025 年 5 月の IASB の暫定的な決定を受けて、一部の企業について提案している換算方法に対する例外を導入し、IFRS 第 19 号及び当該例外を適用する子会社に対し、在外営業活動体の比較要約財務情報の名称を、当該子会社が他の対応する数値に適用したのと同じ一般物価指数の変動を適用して当該情報を作成したことを示す名称とすることを要求する。

14 名の IASB メンバー全員がこれらの決定に賛成した。

IASB は、IFRS 第 19 号を適用する子会社に対し、提案している換算方法を子会社が適用した在外営業活動体に関する要約財務情報の開示を要求することも暫定的に決定した。

14 名の IASB メンバーのうち 13 名がこの決定に賛成した。

経過措置

IASB は次のことを暫定的に決定した。

- a. IAS 第 8 号「財務諸表の作成基礎」に従って修正を遡及適用することを企業に要求する。ただし、IASB が 2025 年 5 月の会議で導入した提案している換算方法に対する例外の範囲に企業が含まれる場合は除く。
- b. (a)に記述した例外の範囲に含まれている企業に次のことを要求する。
 - i. 提案している換算方法を修正の発効日前の報告期間に遡及適用するのではなく、IAS 第 29 号「超インフレ経済下における財務報告」の第 34 項に従って企業が他のすべての対応する数値に適用するのと同じ一般物価指数の変動で、在外営業活動体の比較情報を修正再表示する。
 - ii. (i)に従って作成した在外営業活動体の比較要約財務情報の名称を、企業が他の対応する数値について用いたのと同じ一般物価指数の変動を用いて当該情報を作成したことを示す名称とする。
- c. 例外を設けないとしたならば IAS 第 8 号の第 28 項(f)（又は IFRS 第 19 号の第 178 項(f)）で要求されるはずの情報を開示することを企業に要求しない。

14 名の IASB メンバー全員がこれらの決定に賛成した。

IASB は、初度適用企業（IFRS 第 1 号「国際財務報告基準の初度適用」で定義）に対して修正の遡及適用の免除を導入しないことも暫定的に決定した。

14 名の IASB メンバー全員がこの決定に賛成した。

発効日及びデュー・プロセスの要求（アジェンダ・ペーパー12B）

IASB は次のことを暫定的に決定した。

- a. 修正を 2027 年 1 月 1 日以後開始する事業年度に適用することを企業に要求する。
- b. 早期適用を認める。
- c. 修正を再公開せずに公表する。

14 名の IASB メンバー全員がこれらの決定に賛成した。

次のステップ

IASB は、修正を 2025 年第 4 四半期に公表する予定で修正についての書面投票を行う。

財務諸表における気候関連及びその他の不確実性（アジェンダ・ペーパー14）

IASB は、2025 年 6 月 16 日に会合し、公開草案「財務諸表における気候関連及びその他の不確実性」に示した提案について議論した。IASB は次のことについて議論した。

- プロジェクトの方向性（アジェンダ・ペーパー14A）
- 設例についての書面投票のプロセスを開始するために取られたデュー・プロセスの手順（アジェンダ・ペーパー14B）

プロジェクトの方向性（アジェンダ・ペーパー14A）

IASB は、財務諸表における気候関連及びその他の不確実性の影響の報告を改善するのに役立つための設例を公表する提案について議論した。

IASB は次のことを暫定的に決定した。

- a. 設例 1 から 4 及び 6 から 8 について、コメント提出者が指摘した具体的な懸念に対処するための変更を行ったうえで公表を進める。
- b. 設例 5 の公表は進めない。
- c. 設例 1 から 4 及び 6 から 8 を IFRS 会計基準に付属する設例として公表する。
- d. プロジェクトの目的（気候関連及びその他の不確実性を対象とする）を維持し、追加の設例は開発しない。

14 名の IASB メンバー全員が決定(a)及び(c)から(d)に賛成した。14 名の IASB メンバーのうち 11 名が決定(b)に賛成した。

IASB は次のことを説明することを暫定的に決定した。

- a. この設例には発効日を設けない。しかし、
- b. IASB は、企業がこの設例の公表の結果として財務諸表において開示する情報の変更を導入するための十分な時間を与えられることを見込んでいる。

14 名の IASB メンバーのうち 12 名がこの決定に賛成した。

IASB は、第 4 次アジェンダ協議に関する意思決定の会議で、つながりのある財務報告を促進するための追加的な作業について議論することを暫定的に決定した。

14 名の IASB メンバー全員がこの決定に賛成した。

デュー・プロセス及び書面投票プロセスを開始する許可（アジェンダ・ペーパー14B）

IASB は、デュー・プロセスの手順及び設例の書面投票プロセスを開始する許可の要請について議論した。IASB は設例を再公開せずに公表することを決定した。

14 名の IASB メンバー全員がこの決定に賛成した。

2 名の IASB メンバーが、設例の公表に反対する可能性があることを示唆した。

14 名の IASB メンバー全員が、IASB が適用されるデュー・プロセスの要求事項に準拠しており、設例の書面投票のプロセスを開始するための十分な協議及び分析を実施したと納得したことを確認した。

次のステップ

IASB は設例を 2025 年 10 月に公表する予定である。

引当金一的を絞った改善（アジェンダ・ペーパー22）

IASB は、2025 年 6 月 18 日に会合し、公開草案「引当金一的を絞った改善」に対するフィードバックの要約について議論した。公開草案は IAS 第 37 号「引当金、偶発負債及び偶発資産」の的を絞った修正を提案している。

IASB は何も決定を求められなかった。

次のステップ

IASB はプロジェクトの次の段階の計画について議論する。